

## 司法修習委員会（第23回）議事録

### 1 日時

平成25年3月4日（月）午後3時から午後4時40分まで

### 2 場所

最高裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）井窪保彦，今田幸子，翁百合，鎌田薫，酒巻匡，鈴木健太，高瀬浩造，高橋宏志（委員長），林眞琴，安井久治（敬称略）

（幹事）天海義彦，井田良，小野寺真也，小山太士，木村光江，小林克典，小林宏司，小山紀昭，谷眞人，中里智美，巻之内茂，松並孝二，村田渉，山本和彦，吉崎佳弥（敬称略）

### 4 議題

#### （1）意見交換

弁護実務修習に対する取組等について

#### （2）今後の予定について

### 5 議事

#### （1）委員及び幹事の交替

秋吉幹事，笠井幹事に替わり，中里幹事，吉崎幹事が新たに任命された旨の報告

#### （2）報告

吉崎幹事から，第22回委員会以降の司法修習の状況及び法曹養成制度をめぐる近時の動きについて報告がされた。

#### （高橋委員長）

かつては二回試験の不合格率が4%台の時もあったようだが，減ってきたようだ。何か要因として考えられるものはあるか。

#### （吉崎幹事）

この要因について、具体的に分析、検討ができる段階ではないと考えている。この制度が一定期間にわたって実施され、安定的な運用がされてきているということも、抽象的には挙げられるかもしれないが、もうしばらく様子を見ていきたい。

(高橋委員長)

貸与制について、当委員会としても随分悩んだところであるが、今回、司法修習開始時点で、およそ8割が申請したということである。一番金額の大きい28万円は44件の申請で約2.7%、標準額の23万円が約66.3%ということなので、予想とそう変わらない。逆に、2割の人は申請しなかったということになる。

(吉崎幹事)

貸与申請については、途中申請や撤回が可能であるから、修習開始後申請が増えている可能性もある。

(3) 意見交換

弁護実務修習に対する取組等について

(高橋委員長)

本日は、弁護修習の在り方についての意見交換を行いたいと思う。まず、これまでの司法修習委員会における議論の概要と、これを踏まえて第66期から実施された弁護導入講義の状況、弁護科目の出張講義の状況及び弁護導入講義から集合修習までの弁護修習の連携等について、吉崎幹事から御報告をお願いしたい。

(吉崎幹事)

弁護修習については、平成22年9月の第17回委員会以降、意見交換が行われ、新司法修習の到達目標を踏まえた弁護実務修習における指導の在り方等について、方向性の確認がされてきたところである。

新司法修習においては、新しい時代の多様な法的ニーズに対応し、幅広い分

野で活動する法律実務家の養成を念頭に、そのために共通して必要となる事実調査能力、法的分析能力、事実表現能力及び問題解決能力等の基本的かつ汎用的な能力のかん養に重点を置いている。この点は、弁護修習においても異なるところではない。そして、1年間の司法修習の中で、このような実質的な能力をかん養するためには、司法修習の前段階である法科大学院教育から、実務修習、集合修習までの過程を有機的に連携したものとし、効果的で密度の濃いプログラムを実施していく必要があると考えられる。

そのような中、法科大学院教育から司法修習、とりわけ弁護実務修習への移行については、これまで司法修習生や個別指導担当弁護士の戸惑いがあるとの指摘がされていたところである。そのような指摘を踏まえて、委員会において弁護実務修習における導入的教育の在り方について御議論をいただき、平成23年9月の第20回の委員会において、取りまとめがされた。そこでは、分野別弁護実務修習に円滑に移行するための導入的教育について、第6期司法修習から、全国の弁護士会に共通のカリキュラムとして、第1クールの早い段階で1回、2日（民事弁護・刑事弁護各1日）程度、各実務修習地の修習生全員が参加する導入的カリキュラムを実施することとされている。そして、その際には導入的カリキュラムの内容について、司法研修所の弁護教官室が行う導入的講義としての出張講義等との連携を図り、全体として効果的な内容にする必要があること、弁護士の活動全般について具体的なイメージを持たせるとともに、分野別実務修習において何をどのように学ぶかを明確にするガイダンスや、法科大学院で履修した内容を確認するとともに、比較的簡単な事案を用いて実際の法的分析、事実認定等に触れる機会を与えることなどが考えられるとされた。また、導入的カリキュラムの内容に関し、起案にこだわるのではなく、法科大学院で修得した知識等を実務の中でどのように使っていくのか、どのようにして具体的事実を分析、検討していくのかという基本的な考え方を指導するなど、弁護士倫理等も含めて、導入段階

で全員を集めて実施するのにふさわしい，効果的なものを検討すべきであるとされた。

このような委員会での取りまとめを踏まえて，昨年11月30日，12月3日の両日，第66期司法修習生全員を対象に，全国の弁護士会において，初めての弁護導入講義が実施された。

弁護導入講義のカリキュラムの内容については，司法研修所の各弁護教官室と，日弁連のプロジェクトチームが連携し，出張講義との連続性，一貫性という観点も踏まえた効果的なものとなるよう検討がされた。民事弁護においても刑事弁護においても，100分ずつ2コマの共通カリキュラムと，各単位弁護士会で実施する個別のカリキュラムを通じて，民事事件，刑事事件それぞれについて，弁護士の活動全般について具体的なイメージを持たせるとともに，弁護実務修習を含め分野別実務修習において何をどのように学ぶかを明確にするガイダンスを行い，さらには，それぞれの事前課題の検討やこれに対する解説等を通じて，法科大学院で履修した内容を確認するとともに，比較的簡単な事案を用いて実際の法的分析，事実認定等に触れる機会を与えるものとなっている。民事弁護における課題を例にとると，事実関係が判然としない中で，どのようにして事実を調査し，どのような証拠をどのような手段で収集するか，依頼者の利益を擁護するためにどのような法的手段が考えられるか，あるいは，受任に当たり弁護士倫理上問題はないかといった，弁護士の日常的な業務を意識した内容となっており，修習生が弁護実務修習において個別指導担当弁護士の指導の下で修習する内容との連携が意識されたものとなっている。

また，司法研修所においては，弁護科目の導入的カリキュラムの一つとして，教官が各修習地に赴き，同地に配属された修習生全員を対象として，出張講義を行っている。第66期については，本年1月上旬に，午前中に民事弁護1コマ，午後に刑事弁護1コマという形で全国各地において実施された。そ

の概要は、民事弁護科目、刑事弁護科目とも、先に弁護導入講義が実施されていることを踏まえ、比較的簡単な事案を用いて実際の法的分析、事実認定等に触れる機会を与えつつ、弁護士活動について、より具体的にそのイメージを理解させるものとなっている。例えば、刑事弁護では、弁護導入起案と同一の事案を素材とし、弁護導入講義の中で示されたいわば総論部分、すなわち、検察官の立証構造を明らかにした上で、争点を的確に把握し、その争点に向けた主張立証をしていくという刑事弁護人の活動の在り方を前提に、当該事案において具体的にどのように活動していくのか等についての指導が行われた。また、刑事裁判修習や検察修習において、刑事弁護人の視点でも事件を分析してみたり、あるいは、様々な刑事弁護人の活動を見ておくといった、意識付けもされていたところである。

次に、弁護修習全体の有機的連携と集合修習の状況について御説明させていただく。

弁護出張講義においては、積極的に、各地で指導担当弁護士等に講義見学をしていただいたり、弁護教官との間で意見交換を行う機会を設けさせていただいた。このような弁護教官室と単位会との意見交換等も、委員会でのこれまでの議論を踏まえて、今後とも継続的に実施されていくものであるが、このような機会を通じて、導入的教育や集合修習も含めた教官室の基本的な考え方、単位会における実務修習の実情等についての相互理解が進み、ひいては、先ほども述べたような、各地で行われる分野別実務修習と司法研修所で行われる集合修習との有機的連携がますます進んでいくことが期待される。本日は、このような連携の在り方について意見交換していただく前提として、民事弁護・刑事弁護両教官室が司法研修所で行っている集合修習の内容や基本的考え方についても、簡単に御紹介させていただきたい。

集合修習では、幅広い分野における弁護士の職務遂行に必要な基本的かつ汎用的な能力を養成することを目的として、司法修習の総仕上げとなる総合的

指導を実施している。

民事弁護科目の集合修習では、実質的な法的分析能力、事実認定能力等のかん養を目的とした起案のほか、立証活動、弁護士の職責や倫理等について、講義、問題研究、演習等のカリキュラムを実施している。具体的なカリキュラムの内容としては、例えば、「契約」というカリキュラムを設け、その中で、契約書に関する法律相談や契約書のリーガルチェックといった、法廷活動に限られない多様な分野で活動する弁護士の業務の実態を踏まえた指導を行ったり、あるいは、起案のカリキュラムにおいても事案分析報告書の作成を課題とするなど、実質的な意味での法的分析能力等のかん養に意を用いた指導を行っている。

刑事弁護科目では、既に行われた弁護活動の結果としての記録に基づいて単に弁論要旨を起案するというのではなく、弁護人としてこれから何をしていくべきかということ进行分析・検討する能力の修得に重点を置いた指導を行っている。具体的には、例えば、起案においても、先ほど弁護導入講義について述べたことと同様、立証責任を負う検察官の主張立証構造をまずは考えさせ、その構造のどこを争点として捉えるのかといった観点からの分析・検討を行わせる課題設定をしている。また、令状問題研究、証拠開示問題研究等の多くにおいて、刑事系三教官室のいわばコラボレーションの形で、相互に協力してカリキュラムを行うことにより、刑事弁護の動的な側面を念頭に置きつつ、事案を多角的な視点から検討させたり、法曹三者としての立場の違いから生まれる論点を浮き彫りにさせるような、いわば立体的な解説講義を行っている。

以上、弁護修習に対する取組に関して意見交換をしていただくのに先立ち、当方から御報告させていただいた。

(高橋委員長)

先日の幹事会においても、弁護修習に対する取組などについて意見交換がさ

れたと承知している。そこで、木村幹事長から、幹事会の議論の状況について御報告いただきたい。

(木村幹事長)

まず、司法研修所における弁護修習に対する取組等に関する幹事会の議論の概要を御説明する。

弁護修習の在り方については、第17回委員会以降、当委員会において議論が積み重ねられ、第20回委員会においては、分野別弁護実務修習に円滑に移行するための導入的教育について、第66期司法修習から、各実務修習地の修習生全員が参加する導入的カリキュラムを実施することなどを内容とする取りまとめがされた。幹事会では、このような当委員会の議論を踏まえ、村田幹事から、弁護導入講義及び弁護出張講義の実施状況、集合修習の状況、弁護修習全体の有機的連携等についてその概要が説明された。その内容は、先ほど吉崎幹事から報告があったとおりである。

加えて、この弁護導入講義については、各幹事から多岐にわたる御報告があった。まず、巻之内幹事からは、今回の弁護導入講義についての総論的な御報告をいただいた。具体的には、日弁連PTと教官室による実施に向けた準備状況、民事弁護1コマ目と2コマ目に実施された全国统一講義の内容のほか、日弁連PTと教官室とがより良い導入修習の実現に向けて相互に意見交換をしたことの意義や、その後に行われる教官による出張講義との合理的な連携が図られたことなどについて、報告がされた。民事弁護の全国统一講義についてであるが、そのカリキュラムの内容としては、まず、法科大学院と実務修習との違い、司法修習への意識付けのためのガイダンスが行われ、修習で身に付けるべき能力、弁護修習において見るべきポイントなどについて、丁寧に説明がされた上で、さらに、事前に与えられた課題についての説明がされたとのことであった。具体的には、娘の交際相手に土地を取られたようだという一本の電話をきっかけとして、法律相談の前提として依

頼者に指示すべき事項，権利を保全するための手続，弁護士倫理上の問題，紛争解決のための手段，収集すべき証拠や資料とその収集手段，訴訟を選択するとした場合に訴状に記載すべき内容とそのように考えた理由などの課題を検討してもらい，これについて詳細に解説することを通じて，弁護士の日常的な業務を意識しつつ，法科大学院での学習の成果を確認するとともに，修習への導入が行われたとのことであった。また，小林克典幹事からは，単位会ごとのカリキュラムとして実施される3コマ目について主として御報告があった。民事弁護関係では，日弁連が作成した保全の課題をアレンジするなどして使用した単位会が多かったところ，双方向，多方向でカリキュラムを実施するなどの工夫が見られたことなどが報告された。

さらに，谷幹事からは，弁護導入講義の刑事弁護科目の1コマ目と2コマ目に実施された全国統一講義について御自身が担当されたことを踏まえて御報告があった。御報告によると，弁護導入講義に関しては，まず，法科大学院と修習との違いとして，具体的事案について，事実関係が必ずしも判然としない中で考えていかなければならないこと，当事者法曹の視点で考えていかなければならないことを伝えるとともに，分野別実務修習で何を見てきて欲しいかについて説明したとのことであった。その上で，リサイクルショップからジャケットを盗んで車で逃げた被告人が，追いかけてきて車の前に立ちはだかった従業員に車をぶつけて怪我をさせたとされる事案を使って，刑事弁護教官室において重視している先を見通す弁護や，検察の主張立証構造の把握とそれを踏まえた争点の捉え方について説明したとのことである。

なお，天海幹事，谷幹事からは，当委員会の議論の取りまとめにおいて弁護導入講義と連携を図ることとされた出張講義及び集合修習の実情に関しても，御報告があった。

天海幹事からは，民事弁護科目の出張講義に関し，日弁連に置かれたPTとも連携し，弁護導入講義の実施内容を踏まえ，リフォーム工事の残代金を請

求する旨の訴状を受け取った依頼者から相談を受けたという事案を素材に、事実認定の視点を加え、証拠や間接事実を積み上げて主張を構成することや、必要な証拠をどのようにして収集するかといったことにより重点を置いて検討させたとの御報告をいただいた。また、集合修習においても、幅広い分野で活躍する法曹に共通して必要となる基本的・汎用的能力をかん養するために、訴状の起案に先立って事案分析報告書を作成させるカリキュラムを取り入れたり、契約書案の修正や修正過程での相手方との交渉の在り方などを内容とする新たなカリキュラムを実施するなど、様々な工夫が積み重ねられていることが報告された。

谷幹事からは、刑事弁護科目の出張講義に関し、導入講義と同じ事例を使って連携を図りながら、証言の信用性や故意の問題等について更に進んだ解説を行ったとの御報告をいただいた。また、刑事弁護教官室においては、4月の出張講義において、起訴前の別の事案を素材に「見通す弁護」を前面に出した指導を行い、さらに、集合修習においては、このようなコンセプトを踏まえた総まとめを行うとともに、刑事裁判、検察とのコラボレーションカリキュラムを多く取り入れて、異なる視点から立体的に事例を捉えることができるよう指導しているとの紹介があった。

以上のような弁護実務修習の在り方に関する弁護教官室の基本的な考え方や修習の内容、第66期から実施された弁護導入講義の内容がこれまでの当委員会の議論の方向性と基本的に合致していることについて、幹事会では異論はなかった。

以上、簡単に幹事会の議論状況を御説明したが、今後の弁護修習全体の在り方を考える上で重要な点が含まれているものと考えられるので、当委員会においても、意見交換を行っていただくことが望ましいのではないかと考えている。

私からの報告は以上である。

(高橋委員長)

吉崎幹事，木村幹事長の御報告に，弁護士関係の委員，幹事の方から補足があればお願いしたい。

(井窪委員)

弁護導入講義の実施状況については，吉崎幹事，木村幹事長から詳しく御説明いただいたとおりであるが，私の方からも若干補足させていただく。

まず，この弁護導入講義の目的についてであるが，先ほどの御説明にもあったように，現在の司法修習では旧制度下の前期修習がなく，分野別実務修習から修習が始まる。このため，各地の指導担当弁護士，あるいは修習生の間に戸惑いがあることは以前から指摘されていたところではあった。そこで，修習の開始に当たって，分野別実務修習では何をどのような視点から学べばよいのかということの説明し，効果的で有意義な修習を行えるようにするということが，先ほど御説明にあったとおり，この弁護導入講義の第一の目的である。

それとともに，特に弁護について導入的修習が求められる理由としては，当事者法曹としての意識付けを図るという意味があると考えている。というのは，学部や法科大学院で法律を学んだ者は，ともすればあらかじめ与えられた事実に，法律を適用して結論を導くという視点に関心が偏りがちである。これに対して，法律実務家，特に弁護士には，錯綜した生の事実の中から法律的に意味のある事実を抽出し，それを説得力のある主張に構築し，更にそれを裏付ける証拠を収集するといった能力が求められるわけだが，一般的に学部や法科大学院を出たての人にはその感覚に乏しいきらいがあると言われている。弁護導入講義にはこれを補うという意味があるわけだが，裁判修習，検察修習から分野別実務修習を開始する修習生についても，弁護導入講義を通じて，そのような弁護士の活動の一端に触れてもらうことは大きな意味があると考えている。

この他にも，現在の修習制度の下では，修習生が一堂に会する機会がなかな

かないので、修習開始に当たってそのような機会を設けて一体感を醸成する、あるいは修習生としての自覚を促すという意味もあると考えている。

弁護導入講義の内容については、先ほど両幹事から詳しい御説明があったので繰り返さないが、3限目は各単位会で講義を行っているので、その実施状況について若干重複するが御報告させていただく。

各単位会で実施するといっても、単位会によっては大きな負担となるため、日弁連で3限目に使用するための教材を用意していただいた。もちろんそれを使うかどうかは各単位会の判断にお任せした。

日弁連で用意した教材の内容であるが、まず民事については、1限目、2限目の共通カリキュラムで使用した事案に基づく民事保全の教材を用意した。一方、刑事については、模擬接見の教材を用意した。これは、修習生が弁護士役になって、被疑者役の指導担当弁護士から必要な事情を聴取したり、被疑者に適切なアドバイスを与えるというものである。先ほどお話があったとおり、多くの単位会では日弁連の用意した教材をそのまま使う、あるいはこれを若干変えた形で使い実施されたようである。ただ一部では、例えば民事弁護では家事事件を取り扱ったところや、刑事弁護では弁護一般を取り扱ったところなど、独自の教材を使用した単位会もあった。

この弁護導入講義の成果であるが、押し並べて単位会からも修習生からも好評であったと聞いている。ただ、中には1限目、2限目について、講義のスピードが速すぎる、あるいは分量が多すぎて修習生がついていけないのではないかと懸念する意見もあったと聞いている。また、民事の3限目の保全については、修習生の理解度にかかなりのばらつきがあるという指摘が複数の弁護士会からあった。全くついていけないのではないかと修習生もいれば、保全についてロースクールでとっくに習っていて何を今更という反応もあったということだ。もしかしたら、法科大学院における指導の内容に若干のばらつきがあるということが反映されているのかもしれない。いずれにしても、

弁護導入講義は今回が初めての試みであるので、その目的がどの程度達成されたのかという点については、更に修習が進んだ段階で検証してみる必要があると考えている。この試みを毎年着実に継続していく中で、今後充実した内容にしていく必要がある。ただその一方で、先ほど申し上げたとおり、幸い修習生や指導担当者の間では、押し並べて好評であったと聞いているので、なお改善すべき余地はあるにしても、これを実施する意義は十分あったというのが多くの方の共通した認識ではないかと考えている。

(高橋委員長)

それでは、弁護導入講義あるいは出張講義との連携等、先ほど吉崎幹事、木村幹事長からお話のあった点について、意見交換をお願いしたい。

(高瀬委員)

二点、確認させていただきたい。

一点目は、導入講義の民事保全の講義において、理解度にばらつきがあるというお話についてである。以前から、法科大学院での教育にばらつきがあり、そのことが司法修習に影響を与えているという話があった。先ほどお話にあったように理解度にばらつきがあるということになれば、やはり法科大学院側に対して、このばらつきの原因を検討していただき、それぞれの教育の内容について見直していただく良い機会になるように思われる。

もう一点は、弁護導入講義は初めての試みであったということで、もちろん今後細かい調整はあるかと思うが、成果が上がっているようであり、非常に有意義だと思う。ただ、そのこととの対比として、以前から行われていた出張講義をどのように位置付けるかを考える必要があると思う。出張講義は共通の内容になっているようだから、導入講義で共通の内容と単位会固有の内容をやって、そのあと少し時間が空いてまた共通のことを出張講義という形でやることの意味について考えなければならない。出張講義に行かれる教官は、導入的教育の特に共通部分のカリキュラム作成に関与されているわけだ

から，そのあたりを踏まえて出張講義をされていると思うが，もう少し整理する必要があるのではないかと思う。

(高橋委員長)

ばらつきの点については，法科大学院に向けられた面もあるわけだが，どなたか御意見を頂きたい。

(酒巻委員)

今の点について，私の専門外ではあるがお話させていただく。先ほど井窪委員からお話があったが，単位会でのカリキュラムの内容が民事保全であり，結果的に修習生の理解にばらつきが生じていたということであった。

民事保全が，特に弁護士実務にとってとても大事なことだというのは私自身もよくわかっているが，保全は法科大学院の必修科目にはなっていないのではないか。将来自分がどういった仕事をするかについて考えている志の高い法科大学院生はそれでも選択していると思うが，全く保全をやっていない学生もいる可能性がある。

それ以外には，導入講義の共通部分については民事・刑事ともによく考えられていて，修習生にとってとても有益なものであろうと私は理解している。これだけ御準備をされて，研修所の教官と日弁連のプロジェクトチームの方々の大変な努力の結果だと思うので，今後とも，より充実させていただければと思う。敬意を表します。

(高橋委員長)

たまたま保全の内容だったために，ばらつきを生じさせていたかもしれないということであろうか。

(山本幹事)

現在民事保全法が法科大学院で取り扱われているのは，一つは民事実務科目の中で，実務的な観点から取り上げられている。民事実務基礎については，コア・カリキュラムという共通的到達目標が作られて，保全を取り扱うというこ

とになっているはずである。ただし、保全を扱うのはカリキュラム全体の中でせいぜい1コマか2コマくらいである。また、まだ共通的到達目標が十分に浸透していない面もあるかもしれない。

もう一つは、酒巻委員からお話があったが、民事執行法、民事保全法という科目でも民事保全が取り扱われている。これは多くの法科大学院がおそらく2単位でやっているので15コマくらいのボリュームがある。しかし残念ながら、先ほどお話があったように、これは選択科目である。

私が選択科目の民事保全法を教えている印象では、当初は履修者がかなり多く、あるいは履修しなくても傍聴する学生が多くて、相当の割合の学生が講義を受けていたのではないかと思う。しかしながら残念なことに、私の勤務している法科大学院では、履修者が少しずつ減っている状態であり、履修しないで、あるいは傍聴もしないで法科大学院を修了している学生が相当数いるという現状にある。

(高橋委員長)

私も民事訴訟法の教員であるので、司法試験の範囲という角度から述べると、司法試験委員会は民事執行・民事保全の基本的な部分は試験問題の範囲内だとはっきり示している。民事訴訟法を教えない法科大学院はないわけで、教員、個々人の判断によるが、その中でも執行・保全の基本的な部分は学生が学ぶように仕向けているはずである。

私の場合は、講義の際に請求異議のところ等で学生を当てて、そこでキョトンとするようでは駄目だと言っている。しかし、その上で、選択科目の民事執行・保全法を受けるかどうかとなると、選択科目である以上受けない学生もいる。私の経験では、法科大学院教員の側からも、法律家特に弁護士になってすぐに民事保全にぶつかることになるというメッセージを伝えている。

それから、家事事件について、親族、相続は、若い弁護士も担当することが多いという実情も話すようにしている。司法試験はともかくとして、実務家

になったらすぐに直面するのだから，今のうちにやっておくようにというメッセージは随分と発しているつもりである。しかし，山本幹事がおっしゃったように，昔はそれを素直に聞いてくれていた学生が多かったが，この頃は，途中の司法試験に気を取られ，実務家になった時に何をするかというところまで余裕がない学生が増えている。したがって，あまり勉強しない，そこまで目が行かないということがあろうかと思う。ただし，これは学生によるし，法科大学院によるであろう。

他に何かこの点について補足はよろしいか。

(井窪委員)

先ほどは，必ずしも否定的なニュアンスで申し上げたわけではない。私がかつて司法修習生になった当時も，執行・保全のことはほとんどわからなかった。今回の1限目，2限目の導入講義の中で出てくる不動産登記法も，実務家にとっては必須アイテムであるが，当時はほとんど理解していなかった。そういうことがほとんど理解できていないということを修習の冒頭で理解してもらい，一層励んでもらうという意味はあると考えている。

(高橋委員長)

このお話については後ほど補充していただいてもよいが，とりあえずもう一つの点について話題を移すこととする。

弁護導入講義と出張講義との割り振りであるが，これはまず吉崎幹事をお願いしたい。

(吉崎幹事)

私は，前回の幹事会に参加していなかったのだが，私の一応の理解を申し上げます。

導入講義はまさに修習への導入部分であり，修習生に対して分野別実務修習，とりわけ弁護実務修習ではこういうところを見てきなさいと指導するものである。そしてその後の弁護出張講義については，その導入的教育を踏まえた

上で、弁護科目について、より深く掘り下げるという形で講義をしている。例えば、先ほども御紹介したが、刑事弁護科目においては、弁護導入講義と出張講義で同じ事案を教材に使い、出張講義では導入講義よりも更に突っ込んだ議論、講義をするということをして連携を図っていると認識しているところである。

この点については、弁護教官の方々から補足をお願いできたらと思う。

(天海幹事)

今の吉崎幹事の御説明に付け加えさせていただくと、弁護導入講義の場合は、ロースクールを出て司法試験に受かって、これから実務修習を開始するという修習生に対して、弁護修習で何を学んでくるのか、何を見てこなればいけないのか、どういったところに注意して実務修習を過ごしていくべきなのか等に関してのガイダンスの部分がまず一つある。

それから、弁護修習の中で身に付けなければいけないことはいくつがあるが、まず、混沌とした事実の中からいかに意味のある事実を拾い出してくるかということがある。

また、事実というのはどういった証拠から裏付けられるのかということに着目し、しっかりとその証拠を集めなければならない。また、自分がこういう主張をするということを考えた時に、どういった証拠をどういう方法で入手し、どのように形作っていかなければならないのかという見方も必要である。それらをきちんと身に付けてほしいということがある。

それから、収集した証拠を使ってどういった形で主張を構成し、説得的に表現していくかということもある。

このようなことをポイントとして導入講義を行った上で、次の出張講義では、導入講義の事案とは逆に、自分の相談者から訴状が送られてきたという相談を受けたときにどうするかという点を取り上げた。その場合、弁護導入講義での訴状を作る前のプロセスと違う点はどこかを考えてもらう。また、訴状

への対応を考えていく時には、一種の事実認定的な視点も必要であり、こちら側がどういう証拠を用意して、どういった形で対抗していくのが一番効果的なのかという視点も大事になってくる。弁護導入講義を前提に、これらの部分も加味して一步指導を深化させたという点で、弁護導入講義と出張講義の二つを連携させていったとお考えいただければと思う。

(谷幹事)

今まで御説明していただいたことに若干付け加えさせていただくと、新64期までは1月の出張講義しかなかったので、刑事弁護教官室としてはできるだけ早い時期に出張講義に行きたいというのがあった。先ほど井窪委員からお話があったが、1月に出張講義に行ったのではもう弁護修習が半分終わってしまっていた。当事者法曹の視点をできるだけ早く刷り込みたいという気持ちがあった。そういう意味では、導入講義を修習の冒頭の時期にやらせていただけるとするのは非常に有意義なことであって、分野別修習を見るべき視点について非常に深く指導できたのではないかと思う。

導入講義と出張講義との大きな違いは、導入講義は大きな教室で中継という形になるのに対し、出張講義は現地に赴いてフェイス・トゥー・フェイスで授業ができるということである。修習生の疑問に対しても答えることができるし、こちらも顔色を見ながら講義ができる。その後の懇親会で悩みなどが聞けるということもある。このように全然形式も違うので、両方やる意義は大いにあると思っている。

出張講義が必要なのかということで、刑事弁護教官室は出張講義を1月と4月の2回行っているが、刑弁教官室内部の位置付けとしては、出張講義1は、先ほど申し上げた導入講義を深めるということと、双方向で授業を行い、集合修習への繋ぎを主に考えている。

出張講義2は、「見通す弁護」ということに主眼を置いている。修習生は白表紙という出来上がった記録を与えられ、それに対応する訓練は非常にでき

ているのだが、自分で作り上げることは訓練が必要であろう。例えば、この先自分がこの証拠を不同意にしたら誰が証人として出てくるのかということや、そう考えるとその証拠を同意した方がいいのではないかということだ。そういう「見通す弁護」を考えてほしいということで、証拠関係カードがほとんど白紙のものを与えた上でやってみた。そういうことを出張講義2で考えている。

集合修習でやればいいのかというお考えもあるかもしれないが、集合修習自体はもう仕上げの時期であり、分野別修習の間にそういった見通す視点というのを持ってもらうという意味では、出張講義で知らせに行く意味もあるかと思う。そうすると、12月の導入講義、1月、4月の出張講義は、それぞれ特徴があって重要だと位置付けている。

(高橋委員長)

高瀬委員の御発言を私なりに忖度すると、最初の新司法修習の時には1か月ほど導入修習を設けていたが廃止され、出張講義が始まり、今度は導入講義プラス出張講義に変わったという経緯があるわけだが、その中で出張講義に新しい意味や位置付けが盛り込まれたのかという御質問だと理解している。各幹事の御説明によれば、出張講義よりも早い段階に導入講義があることによって、出張講義の内容も、従来とは多少違ってきているようだ。

(高瀬委員)

導入講義と出張講義の意義や位置付けの違いなど、よくわかった。位置付けが変わって、そのようにうまく役割分担されているのは、よく理解できた。

(高橋委員長)

全体の話に戻る。弁護導入教育、あるいは出張講義等々について、意見交換の続きであるが、他にいかがであろうか。

まだ導入講義は始まったばかりだが、やってみて良かったという意見が多かったということだ。

(酒巻委員)

教員としての関心からお尋ねするのだが、今回、民事についても刑事についても、比較的単純な事件を教材に使い、あるいは単位会向けにも共通の教材をお作りになったということであった。毎年教材を変えるのも大変だと思うが、今後はしばらく同じような教材で行くのか。私が教材を作るのに携わる時には、やはりしばらくは同じ教材を使って、相手の反応を見るようにしている。その中で講義のやり方を変えることなども可能だとは思う。技術的なことだが、この点についてはどのようにお考えなのだろうか。

(谷幹事)

刑事弁護の方からお話する。来年度どうするのかはまだ決まっていないところである。内情を申し上げますと、適した記録はなかなかなくて、新しいものを作るというのは非常に大変である。同じものを使ってもよいのではないかという意見は、やはり内部でも強い。もちろん導入講義なので、採点するわけでもなく、予習してくればそれはそれで良いことなので、同じものを使う方向というのも強く出ている。

(井窪委員)

おそらく、毎年新しいものを作る必要はないだろうと思うが、やはりある程度のストックがないと色々と不十分な面も出てくると思う。特に最初の数年、準備をなさる方々にはかなりの御負担をお掛けすることになるが、それを何年か継続して実績が積み重ねられると、今の記録の点も含めて、合理的な運用が可能になってくるのではないかと考えている。ただ、先ほどおっしゃったとおり、私も教官時代の経験からすると、こういった新しい修習用、研修用の記録を作るのは大変な苦勞になるので、そこはできれば司法研修所の教官室とも連携をさせていただいて、御協力をいただきながら取り組んでいきたいと考えている。

(天海幹事)

もう一言だけ付け加えさせていただくと、やはり修習生からフィードバックを得ることは必要であろうと思う。修習生が実務修習を経て、集合修習で研修所に戻ってくる際に、弁護導入講義、出張講義、それからそれを受けた後の実務修習の成果はどうだったかを教官サイドとしてはきちんと分析した上で、その後の教材作りに反映させていかなければならないという問題意識は持っている。

(高橋委員長)

この頃の一部の学生が上の期から去年は何をやったかを聞いているようだ。敵を知って己を知ってで結構であるが、緊張感がないし、教育効果も上がらない。どういう質問が来て、どういう答えをすればいいのか、そこばかりに関心を持ってしまうようだ。酒巻委員がおっしゃったように、こちらとしては教材は何年か使い、改善していきたいのだが、このような情報があると意味がなくなるというところもあって、痛し痒しなわけである。しかし、谷幹事がおっしゃったように、導入講義は採点するわけではないということだし、予習をしてもらうなら、それはそれで結構ということだろうか。

導入的教育に関しては、先ほど井窪委員がおっしゃったが、修習生の修習に対する戸惑いをほぐすことや、特に弁護では、当事者法曹、当事者意識というものははっきりとさせるという意義もある。

法科大学院の話に戻るが、学生の一部から、通説・判例以外の考えをどうして勉強するのかという言葉が返ってくることもある。通説・判例ならばあなたの依頼者の半分は負けるのだとちょっと大げさに言って、当事者の意識付けを法科大学院でも試みているが、学生にとっては実務を見ないとなかなか分からないところである。

それから、修習生全体が一堂に会することの意味は大きい。先ほど谷幹事がおっしゃったことだが、フェイス・トゥー・フェイスで議論をし、その後に懇親会をやるということの意味は、私は結構あると思う。イギリスのバリス

タ法律家の養成の中では、先輩法律家と食事会を一緒にすることが義務付けられていると聞いている。そこで色々と先輩から話を聞くわけである。出張してくださる教官と教室やそれ以外の場所で話すことは意外に大事だと思う。

そのようなことも含めて、先ほど少し各論の話になったが、弁護導入教育の意味合いというものについて意見交換をお願いしたい。先ほど天海幹事がおっしゃったが、まだ効果ははっきり出る段階ではないのだろうか。先ほど、少しボリュームが多すぎて消化不良になるというような反応も多少あったということだったが。

(井窪委員)

3限目の後に懇親会等を行った単位会が多かったので、私が先ほど導入講義の成果について御報告したのは、そこで聞いた話に基づいている。

ただしその一方で、修習生になりたての方に、この導入講義は役に立ったかと聞いても、役に立ったか立たなかったかもまだ分からないかもしれない。先ほど申し上げたとおり、修習がある程度進んだ段階で、あるいは実務家になってから、あの時のあの講義は役に立ったかと聞いてみて、それを反映させるのは大いに意味があると思う。現時点ではまだ感想の域を出ないのではないかと思う。

(巻之内幹事)

民事の導入講義でやったことは、多くの弁護士事務所で実際に経験できる。したがって、修習の冒頭で司法修習に対する意識付けをしっかりとっておけば、あの時こういうことをやったなということを思い出せるし、集合修習に行って仕上げができる。

刑事弁護の方は、肝心の分野別修習で、否認事件に巡り合うことが少ない。情状弁護だけになることが多い。では、そういった状況で、無罪を争うような事件を弁護士になってすぐに受任した場合の対応についてはやはりある程度座学で学ぶことも必要だと思う。そういう意味で、刑事の導入講義や出張

講義が必要だと思う。刑事弁護教官がよくおっしゃるように、刑裁修習においても弁護人の立場で考える、あるいは検察修習においても弁護人の立場で考える目を持つというのが必要である。この点は、やはり導入講義等ではっきり意識付けてあげないと、なかなかそういう目で見ることができない。そういう意味でも、刑事弁護の導入講義，第1回，第2回の出張講義は必要なのだろうと思っている。

ちなみに、私も司法修習生の時に、民事保全は前期修習で初めて勉強した。当時は司法試験の勉強しかしてこなかったもので、今の法科大学院は、学ぶ機会があるというだけでも良いなと思っている。

(高橋委員長)

先ほどから、民事裁判修習にいても弁護士の心を、検察修習をやっても弁護士の心をとという貴重な御発言をいただいたが、逆にこの場では民事弁護だと突き放すのではなく、今の民事弁護のお話を聞きながら、裁判官、検察官の方にも、それぞれの立場で弁護導入教育をどう見ているのか、何か御意見があれば、お聞きできればと思う。

(村田幹事)

民事裁判の立場から、導入講義、あるいは出張講義について意見というわけではないが、ロースクールでの民事訴訟実務の基礎や、民事訴訟法の講義を傍聴させていただく機会や、あるいは自分自身が派遣教員として担当させていただいた経験を前提にお話しさせていただく。

どうもロースクール生、あるいは修習生は、裁判官的な、客観的な第三者の目からどうあるべきかということをもまず第一義に考えがちのように思った。どうしても、何が正解なのかという、正解思考が強いため、客観的第三者の目からどうあるべきか、あるいはどう考えるべきかということはすぐに考えるが、その当事者のためにどう見るべきか、あるいは何をすべきかという点には思いが至らないところであろうと思う。導入講義でその辺りを民弁・刑

弁でやっていただくのは、非常に有益ではないかと思うし、色々な立場で考えることの重要性もあって、大変良いことだろうと思っている。

(吉崎幹事)

私は直前に刑裁教官をやっていたこともあり、その経験からお話させていただく。集合修習などで、刑裁の記録を読ませて、それに基づいて起案をさせ、その後の講評においては、裁判官としてはこういう判断をするという話はそれはそれですることになるが、特に講義を聞いている者の多くが弁護士になるわけだから、その記録に顕れた検察官の活動や、弁護人の活動にも触れるようにしている。この記録上この弁護活動はどうであろうか、例えば、ここで証拠請求に同意、あるいは不同意としたことは望ましいかどうかとか、そういうことについて修習生と一緒に議論をする機会を設けてきたつもりである。その意味でも、弁護導入講義で、裁判、検察修習でも弁護士からの視点を学ぶことができると示唆されているというのは、有意義だと思う。

(小山(紀)幹事)

検察の立場からも、弁護の立場から見た検察の捜査の在り方、公判の進行の在り方という視点も持って、実務修習・集合修習に来ていただくことは、誠に有意義なことだと思っている。

検察の分野別修習の中においても、修習生の意見を聞くと、例えば検察官というのが非常にステレオタイプに犯人の処罰に軸足を置いた活動をしているのではなく、実はその犯人性というものを客観証拠で見極めて具体的に認定を突き詰めて考えようという姿や、あるいは昨今では被害者の立場に立って、それをどのように権利保護を図っていくかという観点から様々な活動を行っていくということを目にして非常に感銘を受けたという意見も多々あった。したがって、その検察実務修習の中にも、裁判官としての目、弁護人としての目というものが持ち込まれて、修習の質が深まっていくというのは誠に良いことだと思う。

(高橋委員長)

弁護修習について意見交換をしてきたが、特に今年は弁護導入講義が初めて行われたので、そこに焦点を合わせて御議論いただいた。お聞きしている限り、当委員会で弁護導入教育をやろうとした意図、趣旨等々に沿って取組が行われていると認識している。

しかしながら、初めての試みであるから、もう少し時間をかけてじっくり眺めていこうというところである。初めてやった感触としては良い方向にしているのではないかというお話しがあった。更に検証が必要であるが、そういったことが大体共通の御理解だということによろしいだろうか。そのような御意見が多かったと理解させていただいた。

(4) 今後の予定について

幹事会を6月18日(火)午後4時から、司法研修所において開催し、その結果を踏まえて、委員会を9月2日(月)午後3時から、最高裁判所大会議室で開催することとなった。

(以上)